

にいがた県民教育研究所の

新しい段階とはなにか

― 研究活動を中心にして ―

八木三男

九月九日の第七回総会は、これまでの総会に比べて質問や意見が多く出され、討議は活発であった。これははじめて事前に議案が会員に配られ、内容の概略を参加者が予め承知していたことにもよるであろう。事前配布が可能になったこと自体が、研究所の発展のひとつの段階を示すと思われる。研究所がなにをすればよいかがいっそう明確になってきているということである。

一、研究所の現況をどうみるか

(一) 基本的には順調に発展してきている

(1) 創立以来この六年間の会員数ののびは、年平均七二人、現在（一九九〇年八月）六五四人になった。創

立時の二・八倍である。

会員の増加は、研究所活動がどのくらい活発におこなわれているか、どのくらい系統的にその課題を独自に追求しているかにかかっている。実際に、地域調査、地域教育懇談会、教育相談、講演会や学習会等、直接研究所とふれ合う場面で入会するケースが多い。最近では会員の紹介による入会が増えている。

(2)機関誌『いにがたの教育情報』(季刊)や「研究所通信」(季刊)も定期的に発行され、地域的片よりがみられるものの新潟市を中心に店頭販売も増加している。

『教育情報』は、定期刊行の民間の教育雑誌としては、新潟県唯一のものであり、創刊以来一貫して特集をくみ、課題別に問題提起してきた功績は大きいとみなければならぬ。また課題別の個人論文の指導性も高かったと思われる。また新潟県の小・中学校を支配しているインフォーマルな利権組織「学閥」の研究の連載は全国的に評価の高いものである。

(3)新潟県一・二市町村のうち約四分の一の地域に教育懇談会を開催した経験をもち、柏崎、津南のように懇談会が定期化された地域も出てきている。地域教育懇談会は研究所固有の地域の基礎的組織としてどの市町村でも組織できる可能性はあるものの、研究所と地域理事の緊密な連繋があってはじめてできるものである。地域教育懇談会の組織の仕方、運営の内容等について、わたくしたちは多少の経験と教訓をもっているが、それは別稿で論じる機会をもちたい。

(二) 研究所の活動は全国の注目を集めつつある。

日教組による国民教育研究所の解体や各県段階の組

合立教育研究所の縮小傾向など、全国的に組合立研究所の存立が危機的状况におかれ、さらに教職員組合の当面する運動や方針に左右されがちな研究内容等、研究の自由が必ずしも保障されないという問題があるなかで、会員制による純粹に民間の当研究所の活動のありようが注目をあつめている。

(1)企業や労働団体等いかなる団体からも資金援助を受けず、あらゆる団体から完全に独立した会員制による研究所の研究の自由の問題が全国的に討議の対象になりつつある。

わたくしたちは研究所の『設立趣意』(一九八四年)で、研究所の立場を「日本国憲法と教育基本法の精神を教育のなかに実現する」ことにおき、もしその政治的立場を問われるならば「議会制民主主義と地方自治を発展させる」立場であると表明した。そして「教育運動を教育学を含む諸科学の成果のうえに成り立たせる」必要をいったのである。したがってわたくしたちは研究の立場を、政党や教職員組合をも対象化できる自由さにおいたのである。

(2)問題別に臨教審答申の研究を組織したり、天皇制問題シンポジウムの組織や理論活動で中心的役割を演じたのをはじめ、最近では、新学習指導要領批判を中心にすえた「教育常設フォーラム」の組織化や「子ども

もの権利条約批准促進にいがたの会」の発会を、当研究所の主要な任務のひとつと位置づけて活動することによって、新潟県における市民的教育運動の重要な部署を担当研究所が担当するようになり、組織的に不可欠の存在になってきている。

(3)前記と不可分の関係になるが、新潟大学の研究者たちをはじめとして、新潟県の民主的な知識人の多くが、地域の教育問題をめぐって研究所と関ってきていることは重要である。かつて臨教審答申が出たとき、新潟県に即して具体的に問題点を析出するために、研究者たちを課題別に組織したことがあった。結局はそれは成功しなかったが、そのようにして研究所は地域における教育研究の組織者的役割を果たそうとしているのである。そのような仕事の一部は『情報』に掲載される個人論文の多様さや質の高さになってあらわれている。このようなはたらきは当研究所の最も重要な役割である。

(三) 研究所は多くの問題点をかかえている

前述のように研究所の活動は、主要には成果の側面を強調できるであろうが、多くの問題点をかかえていることも事実である。

(1)最近(一九八九年度)になって会員の増加は著し

く鈍化している。昨年度二五名の退会者が出、実数でわずかに二名の増加にとどまった。これは研究所がはじめて経験した事態である。教員を退職した拍子に退会したり、転勤してやめたり、滞納会費を支払ってやめたりで、特定の傾向を必ずしも示していないが、会員拡大の無限の可能性を秘めながら、組織的とりくみが著しく弱まっている。

(2)会員の職種別構成比の変化にも考慮すべき重要な特徴がみられる。設立当初構成比で約三分の二を占めた教員(小・中・高校)は相対的に漸減し、昨年度は遂に五〇パーセントを割った。最近では実数で完全に停滞し、昨年度の退会者のうち教員かその退職者が多くの割合を占めた。それに比して主婦会員の年ごとの増加が一方の特徴になっている。

教員会員の相対的減少は、民間の研究所としての性格の反映ともみられ、学校が文部省、県教委、地教委という特別の支配体系のなかにあって、民間からはなかなか影響を与えにくい面があるからであろう。

かつてわたくしたちは研究所の『設立趣意』で「基礎的な研究を土台にして、新潟県の実践を総括し、あらたな問題提起ができるようになりたいと考える」といったことがある。ここである教育実践は必ずしも教員のそれだけではないにしても、いまだにそれを実

現できないでいるだけでなく、教員の教育実践や教職員組合の当面するたたかいの課題に應えるような研究成果をあげておらず、そのことが教員会員数の停滞の原因の重要な要素になっていることは否定できないと思われる。

(3) かつて研究所が中心になって組織した共同研究に、千溝小学校の廃校をめぐる学校統廃合問題の研究（『小さな学校が消えた』エイデル研究所、一九八八年）があり、現在『情報』に連載して好評の『学閥』研究がある。いずれも共同研究の成果としては質の高いもので、誇りにしていいが、高校中退、登校拒否、教育予算の分析、教育費の問題等新潟県の焦眉の教育諸問題や、現実子どもたちがおかれている学校教育の具体的諸問題についての研究所としての集団的研究にみるべきものがない。それらの点で研究所として県民にアピールするものがない。

このような基礎的研究のたちおくれば、研究所の主要な役割としてさきに位置づけた教育研究の組織者としての仕事それ自体が充分ではないということを意味する。前記の具体的な教育諸問題は、個人研究としても集団的研究としても、急を要するものであり、研究所の問題意識を問われかねない問題点である。

このような基礎的研究のたちおくれば、また研究所

の研究体制の未確立の問題でもある。それは規約上でも研究体制がなら位置づけられていないことから明らかである。規約上の整備がなされれば成果をあげることができるものでもない。むしろ研究所の研究態勢が規約を整備する段階にまだいたっていないといえるのである。さし当たっては地道に具体的にとりくみを強化していくほかはないと思われる。

二、研究所の新しい段階

― 模索の時代から確立の時代へ ―

「新しい段階」または「確立の時代」といっても、やりようによってそうなるかもしれないといっているにすぎない。いままでについては、たしかに実践的には「模索の時代」といってよいだろう。

以下にとりあげる問題点は、理念としてはすでに研究所の「設立趣意」が明らかにしているものであるが、研究所が「新しい段階」に入るための具体的な諸条件の整備が、いまようやく実践的に自覚化されてきたものといえる。たしかに、第七回総会の問題提起は、研究所にとって画期になる可能性がある。

研究所が「新しい段階」にはいるための前提としての諸条件は以下のごとくである。

(一) 研究課題がはっきりしてきたこと

総会議案では、当面する研究課題として次の五項目をあげた。

(1) 学校教育の内容に関するもの

「教育常設フォーラム」の開設もあり、市民間に新指導要領の内容に対する関心がたかまっている折柄、新潟県の学校教育の内容に関する研究が急がれる。児童・生徒の学力、進学問題、生活科、道德教育、部活動、教育評価等

(2) 子どもの人権に関するもの

「子どもの権利条約」の批准促進運動は研究所独自の課題であるとともに、これからの学校と父母・子ども、自治体と父母・子どもを結ぶ最重要課題のひとつになっている。その内容の普及、行政・司法上の子どもへの処遇の改善運動等具体的な運動課題は多い。「子どもの権利条約」との連関のなかで、高校中退、登校拒否、体罰、校則、少年犯罪と保護等新潟県の実態に即した研究の深化が期待されている。

(3) 新潟県の教育行・財政に関するもの

さきの知事選において、県の教育行・財政の問題点の一部が明らかに、要求運動も発展しているため、

教育行・財政の分析と運動方法等の科学的基礎づけが一層重要になってきた。生徒減問題、障害児教育に対する予算、大学進学問題、特殊高校の新設等、新潟県の各自自治体の予算分析における議員の役割の問題を含めて、研究所の活動、研究分野は拡がっている。

(4) 「生涯教育」に関するもの

「生涯学習振興整備法」の施行(七月一日)にともなう行政と民活主導の「生涯学習」振興について、法定され、文部大臣と通産大臣の承認をうけるとする県段階の「地域生涯学習振興基本構想」と「生涯学習審議会」の動向を注意深く見まもり、会員の社教主事や議員らと共同の研究態勢をととのえる。

(5) 他団体との交流・共同研究にかかわるもの

リゾート開発と子ども、自然環境の破壊・農業問題と教育、地域変動と教育とのかかわりの研究もいっそう発展させなければならない。

以上のように多岐にわたる研究課題は、新潟県の現実に即して順次具体化していく、というにすぎないが、問題意識は明確になったということである。

これまでの『教育情報』の諸論考は、「学閥」研究を除けば、ほとんどが個人の研鑽によるもので、研究所としてのまとまった成果ではなかった。「教育常設フォーラム」は正確には「市民が新学習指導要領や教

科書に発言する会」といい、自由な市民が個人の資格で教育内容にも申す会であり、個人的な興味と関心にもとづいて結成された市民組織である。「子どもの権利条約」に関しても、十月七日に結成された「子どもの権利条約批准促進にいたる会」は個人加盟の市民組織である。これらの市民組織では参加者がそれぞれに興味と関心の課題を明確にしながら、極めて具体的な社会的シチュエーションから発言しているのである。これらの市民組織の結成過程に研究所は深くかわり、事実上事務局を担当するなどこれからも大きく力量を発揮しなければならない局面で、研究所は前記の研究課題に則して、自からの研究成果を媒介して、参加していくことが極めて重要になってきているのである。収集した資料の提供なども重要な任務である。

(二) 市民的教育運動の内容が具体的にわたってきたこと

さきに研究課題が具体的かつ明確になったといったが、それは市民的教育運動の内容が課題別に個別化してきていることの反映である。かつてのような「教育県民会議」あるいは「共闘会議」といった包括的な教育運動形態、すべての課題をそのなかでいっしょに煮込むような運動展開が活路を見出せないでいるが、私学の公費助成運動のように、極めて具体的な単一の

課題では、政治的党派を超えた運動展開がみられる。市民的教育運動でも、市民あるいは市民団体が、比較的自由な立場で、それぞれの具体的な要求や課題にあった個別の運動形態を求めているようにみえる。さきにいった新指導要領の市民フォーラムや子どもの権利条約の運動はその具体的なあらわれである。したがって研究所の研究活動も、それらの運動とかかわるかぎり、いっそう具体的でなければならないだろう。

(三) 研究活動を中心にした研究所の組織的整備をすること

研究所の組織的整備は研究活動を発展させるためだけのものではない。会員の拡大や地域教育懇談会の組織化をいっそう発展させたいためであるが、それを果たすためにも研究活動を充実させることが緊要であるという認識である。

そのための規約改正・機構改革の概要を総会議案によって示せば次のごとくである。

研究所の社会的信用のたかまりに見合う組織上研究上の内実をいっそう堅固なものにし、他団体との共同における研究所の役割を強化するために、研究所が通常具備するような役員体制を整え、その機能を強化する。

(一) 理事長・所長・所員等の役職を新設し、それらの

職掌の任務を明確にし、日常の業務の執行をより集約化し、系統性のあるものにする

(二) 常任理事会を規約上明確にし(原則として月一回)、理事会の権能をつよめ、会員の意思が可能なかぎり日常業務に反映するようにする。

改訂規約第十三条四項の「所員は日常業務に従事する」の業務には、当然研究が含まれるが、小さな世帯のために事務的業務と未分化で所員の負担は大きい。しかし所員は研究上の課題を明確にし、定期的にその成果を報告することが半ば義務づけられなければならないだろう。また新設された所長の任務の大半は研究活動上の態勢整備にあると思われる。

研究体制そのものは規約上明示されていない。それは研究所の研究活動の水準がまだその域に達していないという意味にとればよい。具体的に研究水準をあげ、徐々に態勢を整備しながら、改めて規約上の問題点を提起していくことになる。

今度はじめて規約に明示された常任理事会についてここでふれておくことは簡便である。これまで常任理事会は年三回ほどの理事会の間に適宜開かれていたにすぎないが、今度原則月一回の開催を規約で明らかにした。直接には理事会、さらに会員の意思をできるかぎり日常の運営に反映させるためである。

規約上の組織ではないが、運営上不可欠のものとして所員会議が週一回確実に開かれているが、常任理事会は一ヶ月ごとの業務の報告をうけて、当面する活動方針を策定するいわゆる執行部である。極めて重い位置づけになった。したがって構成員のなん人かは、××担当常任理事として総合的な業務を分担する必要がある。

この常任理事会が直接理事会に責任をもつ。そのため九月の第一回常任理事会で、各理事あてに「理事会だより」をだすことをきめ、各理事が主体的に研究所の運営に参加できる条件を整える一助にすることになった。

この小文の主題であるこれからの研究活動の展開に即していえば、第一回常任理事会における長崎理事長の問題提起は一考に値する。

『教育情報』は研究誌と情報誌の両方の性格をもっている。「設立趣意」はその二つの異なった性格の機関誌の発行を想定していたが、研究所の力量や財政上の問題で両方兼備の、しかし機関誌としては多少アイマイさを残すかたちで『教育情報』が刊行されているのである。さし当って『教育情報』の性格の問題を別にして、そろそろ「年報」あるいは「紀要」として、純粹の研究誌を準備する段階ではないか、というので

ある。

これは設立当初からの目論見であり、研究所が文字通り研究所になるためにも、他の研究機関と真に交流するためにも是非実現したいものである。費用の点も希望者に有料で頒布することを前提に検討してみる必要があるう。

三、研究活動の具体的展開

総会議案は研究活動を具体的に展開するために、制度上の問題を含めて次のように提案している。

- (一) 研究所主催の小規模な公開研究会の定例化
- (二) 研究方法、対象、理論上の問題点について、専門家の援助をうけた理論委員会の設置
- (三) 研究員制度の確立
- (四) 教育労働運動を対象化する視点とともに、教職員組合との共同研究の重視

(1) 定例化する小規模な公開研究会には、新潟県の学校や行政、教育運動の第一線で働いている実践家や理論家、研究者を招き、所員を含めて会員を対象に系統的に学習する場を提供しようとするものである。例えば新潟県の障害教育、以下すべて新潟県あるいは新潟市が頭につくが、私学助成、登校拒否、高校中退、学

童保育、おやこ劇場等運動の理論、資料、研究方法等を体系的に学ぶのである。はじめは隔月の定例化くらいになるだろう。

〔註〕公開研究会は「教育問題セミナー」と名付けられ、第一回は十月二十二日、新潟市中央公民館で、本間藤四郎氏によって「新潟県の私学助成運動」について報告がなされた。

(2) 理論委員会といってもまだ具体的な構想にはなっていない。当面は新潟県という地域に根ざした形で、新潟県の教育に関する基本問題たとえば新潟県の農業危機と教育、新潟県の生涯教育、地域開発と子どもの生活等を主題に順次専門家を招いて討論してみるのもひとつの方法になるだろう。最初にわが研究所の活動を全国の地域教育運動のなかに位置づけ、対象化してみるのも興味深い。

いずれにしろ研究所が独自に資料を収集しながら、前記のような研究会や討論を重ね、地道に努力して、はじめて研究員制度の確立も理論委員会の設置も日程にのぼるものであろう。

(3) 教職員組合との共同の問題は多少条件を必要とするように思われる。教職員組合は公務員法や労働法等の保護と規制を受ける極めて公共性と社会性の高い存在である。それに対して民間の研究所の公共性や社会

性といっても存在それ自体が最初からそれらを身につけているものではなく、研究や活動上の厳しい錬磨を経て、はじめて社会的に認知されるにすぎない。このように性格上の格差をもつ団体が研究上で共同する形態はなお吟味を必要とするだろう。

しかし、民主的な教育労働運動の発展を希う気持ちには研究所の「設立趣意」であり、教職員組合の要請には具体的な研究を通して応えていくつもりである。

四、おわりに

以上、第七回総会を機会に、研究所が新しい段階を

資料

「子どもの権利条約」の批准促進と

子どもの人権擁護のために

「子どもの権利条約に関する条約」（略称、子どもの権利条約）が、一九八九年十一月二〇日、国連総会において全会一致で採択され、この八月始めに批准国が二〇カ国に達し、九月二日に発効しました。これは、締約国に対してこの条約にあわせて、国内法の整備を義務づける等の拘束力を持つ、条約として成立した画期的なものです。

それは、等研究所の創立の契機ともなった、一九七九年の

画するための研究体制の確立の問題を中心にみてきたのであるが、地域教育懇談会を組織するにしても、研究所の研究成果をもちこむことによって、はじめて地域から学ぶこともでき、会員を組織することもできるであろう。地域教育懇談会の組織問題も会員の拡大の問題もそれ自体が財政問題でもあるわけで、その中心に研究体制の確立を位置づけようというのが、この論考の結論である。市民的教育運動への当研究所のかかわり方も、極めて困難で重い課題であるが、研究を通じて貢献しようということである。

（やぎみつおにいがた県民教育研究所所長）

な指針を与えています。意見表明権（二二条）の第一頁は、「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対し自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子供の見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」としています。

この表明権によれば、学校教育に限っても、校則を制定・改廃する際や、停学、退学、出席停止などの措置を決めるときに、子どもの意思が表明され、尊重されねばなりません。また、カリキュラムの編成、教科書の採択、教材の選択、図書館の本の選定などについても、子どもの意見を反映させる